

第1268回 高知市教育委員会 8月定例会 議事録

1 開催日 令和4年8月24日(水)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第31号 令和5年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第3 市教委第32号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	山 中 浩 介
	教育次長	岩 原 圭 祐
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	竹 内 清 貴
	教育政策課長補佐	島 崎 由 紀 子
	学校教育課人事班長	岡 崎 大 幸
	学校教育課管理主事	佃 典 高
	学校教育課管理主事	森 岡 亮
	学校教育課指導主事	三 嶋 香 世
	教育政策課主幹	神 岡 純 子
	教育政策課主査	松 本 理

1 令和4年8月24日（水） 午後3時～午後4時35分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時

松下教育長

ただいまから、第1268回高知市教育委員会8月定例会を開会いたします。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、野並委員，お願いいたします。

野並委員

はい。

松下教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第31号「令和5年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題とします。審議に入る前に一つお断りを申し上げます。森田委員におかれましては、中学・高校家庭科の教科書について執筆や監修に携わっておられる関係で、家庭科分野の教科書採択に係る審議につきましては加わっていただくことができません。したがって、家庭科分野の教科書採択につきまして審議が始まります前に森田委員は一旦御退席いただくこととなります。審議が終わりましたら、改めましてお席に戻っていただくこととしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは家庭科以外の教科に係る教科書採択について、事務局の説明をお願いいたします。

学校教育課長

市教委第31号「令和5年度使用高等学校用教科書の採択について」御説明いたします。

本市におきましての高等学校とは高知商業高校ということになります。資料といたしまして、お手許の「令和5年度使用高等学校教科書採択」を基に説明いたします。なお、新しく採択を予定している教科書につきましては、今、机上に並べさせていただいております。1冊しかございませんので、一度に見ていただくことはできませんが、参考に見ていただければと思います。

それではまず、家庭科以外の教科書採択についての御説明でございますが、資料1ページを御覧ください。高知市立高等学校教科書の採択の流れをお示ししております。まず1としまして、高等学校で使用する教科書の採択方法は、小中学校における採択方法とは異なりまして、教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく、高等学校では有償、個人負担となっております。学校の実態に即して、高等学校が採択を、採択委員会を組織し、教科書の発行者から送られてきた見本を基に各教科担当で意見を集約しまして、選定理由書を作成いたします。その上で2としまして、学校が作成した選定理由書を基に、教育委員会事務局学校教育課で採択案を作成いたします。令和5年度、新たに使用する教科書は全日制28点、訂正5点となっております。詳しくは後程説明いたします。

次に3といたしまして、高知商業高等学校での選定を経て、教育委員会事務局が作成した採択案を教育委員会の職務権限としまして、教育委員会で審議、採択していただくこととなっております。

次に、令和5年度使用高等学校教科書案をお示ししております。全日制の課程が、資料の2ページ、3ページ。4ページには、定時制課程の案をお示ししています。なお5ページにつきましては

家庭科です。さらに、7ページから10ページには、高知商業高等学校におけます教育課程についての表を参考としてお示しをしております。

それでは全日制の課程から説明をさせていただきます。資料11ページからになります。新しく採択するものについては※の印をしております、こちらの内容について御説明いたします。採択の視点につきましては、学習指導要領に基づいて編集されました教科書の中から生徒の現状に合わせまして、学科学年各コースの目標に沿っているかということに基づいております。

まず国語について、選定理由の欄を御覧ください。3番論理国語、明治書院は、書くこと・読むことの各領域について発展的、系統的に学習できるよう配列をされております。教材は、時事問題に触れ、図表等とともに示されており、受験対策にも利用できる。教材ごとに何をどのように学ぶか明示され、自主的な学習にも使用できるようになっております。

4番文学国語、東京書籍は、多彩な文学的文書をバランスよく掲載し、読む力を養う内容となっております。また思考力・判断力・表現力を育む教材が盛り込まれ、複数テキストを理解する教材や、二つの随筆を読み比べる活動が設けられております。大学入学も共通テストも対応できる内容となっております。

5番国語表現、大修館は文章、小論文、スピーチの書き方など、文章表現について網羅されております。生徒の自主的な学習においても使用可能で、基礎となる考え方の解説や実践的な課題もあり、授業において取り組むスピーチや受験対策として小論文作成に当たり、的確な説明も組み込まれる内容となっております。

6番古典探究、第一学習社は、古典として価値のある作品が精選され、幅広いジャンル作品が採用されております。また漢文編では基本句系がまとめられ、資料編では文語文法事項についても簡潔にまとめられており、基礎知識の定着に有効であります。複数の場面・章段が取り上げられ、作品の世界を理解でき、取り組みやすい学習内容となっております。

続きまして、地歴公民についてでございます。

8番地理探究、帝国書院は、最新の具体的事例が豊富に記載されております。学習課題、導入資料、展開、確認、深い学びと学習の流れが整理されているため、効果的に探究学習できる内容となっております。

10番日本史探究、山川出版社は、詳細な本文記述と古文書などは豊富に掲載されており、歴史的な見方・考え方の学習や、資料読解の学習に有効であります。欄外に多くの「Q」クエスチョンのコーナーがあり、探求に適した内容となっております。

11番世界史探求、帝国書院は、地図が正確であり、史跡の分布が分かりやすく記載されております。現在と結びつける内容が各章にあり、現代と照らし合わせて、世界史を学習することができるようになっております。

続きまして数学でございます。

18番数学Ⅱ、数研出版は、13ページでございます。特進コースの使用を考えており、数学の本質的な理解、主体的・対話的で深い学びの実現のための工夫を盛り込んだ内容となっております。必須の事項が丁寧かつ、問題量も豊富に掲載されております。

19番数学Ⅱ、数研出版につきましては、章末問題ではAとBがあり、特にB問題は大学入学共通テストにも対応できる内容となっております。研究では、生徒への知的好奇心を抱かせるものが多く、重要語句や公式など識別が明確に把握できることに加え、練習問題も精選されております。

22番数学A、数研出版につきましては、視覚に訴える工夫がされており、重要語句やポイントが明確にまとめられております。章末には関連した例の参照番号がありまして、自学、フィードバック学習に適しております。研究や課題学習として、身近な話題について数学的見方・考え方を学べる内容となっております。

次に23番数学A，数研出版は，基本的な内容を丁寧に扱い，重要な問題は反復問題も豊富であります。項目の初めに簡単な導入問題を設け，動機付けや考え方を重視し，イラストや写真が多く，学習者がイメージしやすくなっております。

24番数学B，数研出版は，主体的・対話的で深い学びの実現のための工夫を盛り込んだ内容となっております。数列や統計分野の確率変数や二項分布は，今後の社会において必要なものであり，問題も豊富に掲載され，章末問題も応用力が身に付くものが並んでいると考えております。

次に理科についてでございます。

26番物理基礎，第一学習社は，グラフ等の数的データも見やすく，見開き2ページごとに単元内容が示され，予習復習がしやすい内容となっております。本格的な探究学習や実験項などもあり，授業進度や内容に応じて多角的な導入が可能で，理論で裏付けされた知識の本質を学ぶために工夫がされております。

28番生物基礎，第一学習社は，学習テーマが見開き2ページでまとめられており，授業展開がしやすいかなと思います。図が鮮明で学習効果の高い写真が記載されており，直感的に理解ができるように工夫されております。QRコードからはアニメーションや動画を視聴でき，生徒の興味・関心を持たせる内容となっております。

続きまして次のページ，30番から音楽でございますが，音楽I，教育出版は，各国の名作を取り上げており，幅広い音楽活動ができる教科書でございます。特に舞台芸術鑑賞等も，概要が詳しく掲載されており，作品への興味・関心を抱くことは期待しやすくなっています。主体的に活動ができるよう工夫されており，音楽の理論的な知識が分かりやすく解説されています。

次に外国語についてですが，34番英語コミュニケーションII，東京書籍は，ローカルからグローバルまで多様な題材が扱われており，生徒の興味を喚起できるものとなっております。考える，読む，聞く，話す，書くという流れで，目的を持って繰り返し本文に取り組むことで，内容理解が深まる構成になっていると思います。またQRコードを読み取り，自宅でも練習に取り組むことができるようになっています。

35番英語コミュニケーションII，三省堂は，見開き構成でスムーズな授業展開ができるようになっています。豊富な題材が，生徒の知的好奇心と探求心を刺激する内容となっております。高校生に考えてほしいテーマが広く取り上げられ，豊富な言語活動や思考力を養う仕掛けが盛り込まれております。

続きまして36番論理・表現I，啓林館は，到達目標が記載され，目標を意識しながら言語活動に取り組む内容となっております。高校生の日常に即した場面設定がなされており，文法や言語の働きが組みこまれています。言語活動を，文章を書く活動へとつなぐことができる。英語の表現力を総合的に育成できる構成となっております。

37番論理・表現II，桐原書店は，ディスカッションやリテリングなどの多様な言語活動を通して，やり取りや発表の力を伸ばすことができます。実社会で英語を用いて発信する力を身に付けるために，思考を促す言語活動と文法学習を有機的に結び付けた教科書となっております。

続いて商業についてです。

39番ビジネス・マネジメント，実教出版は，身近な具体例やイラストを用いてマネジメントの概要が分かりやすく説明されており，ビジネスの誕生，成長，発展，成熟という「企業成長の一連の過程」を念頭に，各章が構成されております。

42番マーケティング，実教出版は，本文と事例・コラム・図の組合せにより，理論から実務まで幅広く対応でき，マーケティング能力の育成に適しております。重要用語には，適宜英字表記され，写真や図が豊富に掲載されており，理解を促す工夫がされております。

43番プログラミング，実教出版は，例題が豊富で，一般論として掲載された要素が容易に理解できるようにしております。高度な内容につきましては，丁寧な解説がなされ，検定試験への対応

も可能であります。基本から応用，システム開発へと適切にステップアップできる内容となっております。

44番グローバル経済，実教出版は，事例，コラム，図解を豊富に取り扱い，生徒が学習内容を具体的に理解しやすくなっております。グローバル化に関する概論的な内容を扱い，その後関連する経済理論を扱う展開となっております，学びやすく適切であると考えております。

45番ソフトウェア活用，実教出版は，アプリケーションソフトウェアの操作方法だけではなく，機能の説明や利用例も挙げられているため，応用力が身につくようになっております。検定試験の対応にも必要十分な内容が取り上げられ，側注が適宜掲載されており，学習内容の理解を深める工夫がされています。

46番原価計算，東京法令出版は，初めて工業簿記を学習する学習者にとってスムーズに学習できるように，「商業簿記とのちがい」や「原価計算の仕組み」について丁寧な記述がされています。現実に忠実なイラストや写真を数多く設け，学習者の想像力を掻き立てる構成となっております。

47番財務会計Ⅰ，東京法令出版は，全体を通してパステルカラーを用い，資産・負債・純資産・収益・費用の分類を行うことで，視覚的にも分類のイメージを持ってもらえるように工夫されています。財務諸表の表示まで扱う例題を多く設けるなど，会計処理を学習すると同時に財務諸表の作成についても意識させる構成となっております。

以上が5年度，全日制で新たに使用予定しております26冊の採択を希望する内容となっております。全日制11ページから19ページにおきまして，※印以外の教科書は，先ほど申しましたもの以外，昨年度と同じ教科書の採択を考えておりますので，ここでは選定理由については割愛しております。

続きまして20ページを御覧ください。定時制の課程から，令和5年度，新たに使用を予定しております4冊につきまして説明をさせていただきます。同じく※印の記載がある教科書が，令和5年度新たに使用を予定しているものとなっております。

まず国語について，2番言語文化，第一学習社は，各教材に対して「学習のねらい」がそれぞれ設定されており，生徒が明確な目標に向かって学習を進めることができる工夫がされています。特に古典分野は，生徒の作品理解を深め，学習意欲を高めるような写真が豊富に掲載された構成となっております。

3番地理総合，帝国書院は，臨場感ある写真と因果関係が分かる記述内容であり，学習の視点が明確にされています。生活文化や歴史的なつながりといった地政学的見地から考察できる奥深さも兼ね備え，「防災」の分野でも南海大地震への備えになる内容となっております。

4番歴史総合，山川出版は，全体を時系列的に取り扱い，歴史的な出来事の背景や因果関係が分かりやすく記述されています。日本と世界へのつながりを重視しており，全地球的な歴史を総合的に俯瞰できる。節の冒頭や本文の途中で考察を促す問いを設け，生徒の主体性を促す歴史的発想を持たせる内容となっております。

次のページですが，12番簿記，実教出版は，簿記の基本的な学習が体系的に行えるよう配置され，具体的な事例と関連付けて記帳が行えるよう工夫されています。單元ごとに基礎・基本的な内容を確認することができ，生徒の思考力・判断力・想像力等を養う内容となっております。

以上のことから，5年度定時制で新たに使用予定をしております4冊の採択を希望いたします。訂正の20ページから22ページにおきましても，※印以外の教科書は，昨年度と同様の教科書の採択を考えておりますので，説明の方は割愛をさせていただきます。

以上の選定理由による教科書につきまして，家庭科を除く令和5年度使用予定している全日制74件，定時制23件の教科書採択につきまして御審議をお願いいたします。

松下教育長

それでは手に取っていただいても構いませんか。全部というわけにはいかないと思いますが，こういう教科書を採択しようとしているということで，その上で御質問がありましたらお願いします。

西森委員

今回新規なので、従前に比べて例えば30冊だったのが50冊に増えるみたいな感じなのか、今まで使っていたものもやめて入れ替えるということで総数は変わらないのか、そこが分かりませんでした。

学校教育課長

総数は変わらないというふうに考えておりまして、新たに、今年度使っていたものから変更と捉えていただけたらと思います。

西森委員

分かりました。変更ということはやっぱり、今までのよりも使い勝手が良いというような感じの意見が付されたものだというふうに解釈していいわけですね。

学校教育課長

はい。

西森委員

はい。分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。それでは見ていただければと思います。

西森委員

もう一回いいですか。この表の上の「新規」というのが新規と言いつつ差し替えということですか。教科書自体は変更しようとするものというのと新規が実はちょっとよく分かりません。

学校教育課長

学習指導の改定に伴って教科が変わってきますので、そういったものが新しく入っているというふうに捉えていただけたらと思いますが、一部、これまで使っていたものを変更するものもございます。

西森委員

今回は教科書自体を変更に該当するものはない。この※印は、実質は○ではないかという気もしています。新規というとやっぱりなかったものに、0に1を足す、1を1に差し替えるというイメージでした。3年生と1、2年生がそこに大きなきっぱりした区分があって、科目が変わる。その○と※の違いは何なのかというところが疑問としてありました。

学校教育課指導主事

11ページを御覧いただきたいと思います。表の見出しの次に変更というところがあります。新規というのが、今回新しい学習指導要領に対応した新課程に対応したものが、この中には並んでおります。その中で※印の新規というのが、今年度は中学年、2年生が中心に発行されておりますので、その分をここには載せておりまして、その2年生につきまして※印がついております。課長の方から一部というふうにございましたが、15ページの36番になります。36番の論理・表現というところがあります。ここが、すみません、訂正をお願い致します。※印ではなくて、変更というふうなことで○になります。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。昨年は2年生の新課程という人は存在しない、旧課程の2年生なので、2年生の教科書は今年スタートということですね、考えてみたら。それが全部新規になって、1年の変える分については昨年もいたけど違う教科書だから○になると。こういうことですね。

松下教育長

ほかに質疑等はありませんか。

西森委員

はい。こういうのは電子版などが整備されているものもありますか。それこそ下の小中のG I G Aスクール構想だとセットですか、ついていきますかみたいな感じですが、デジタル教材は高校生だと必ずしもというか、全然ついていないのか、ついていけるものもあるのか。どんな感じですか。

学校教育課指導主事

高等学校の教科書につきましては、デジタル教科書というものはございません。教科書の指導書にデジタル教材がついておりまして、そういうなものを活用したり、あと教科書のQRコードから動画の方という形で用意されているものが多くございます。

西森委員

分かりました。見た印象として物凄く細かいので、文字で頭に入れるのは文字が得意な子でないと難しいと思いました。これだけ細かくなると、もっとこうアニメで動いてほしいと思ったところがございます。ありがとうございます。

松下教育長

中学校の教科書から一気に変わる感じがしますね。中学校の教科書というのは、デジタルの工夫であったりというようなところがあります。

西森委員

ページ開いて、これを全部頭に入れないといけないのかと思ったら、ちょっと。頭に入ったらいいと思いますけど。QRコードで送ってほしいですが。これはスマホでもできますか。

松下教育長

中学はいっぱいこのQRコードがついていて、それはもう、どれだけ見れるんだという感じです。

西森委員

それをかけるだけでも教科書を開くのが楽しくなりそうですね。

お聞きしていいですか。国語表現という、これもまた昔では考えられない科目がありますけど、プレゼンテーションのこともいろいろ自己PRとか書いていますが、今どきはいわゆるパワーポイント系のスライドソフトみたいなものを使ってやることが多いと思うのですが、そういうのは国語の教科書、あるいは情報などの教科書に載っているのでしょうか。要はツールのことは置いておいて、どういうふうにアピールするかというような、そういうことがここでは述べられているという感じですか。パワーポイントの作り方とかスライドを工夫しようとか、国語ではないとは思いますが、ではどこにあるかという感じです。そういうのは何かありそうですか。いろいろ興味があります。

学校教育課指導主事

プレゼンテーションにつきましては、もちろん商業科の科目の方でも実際にやりますけれども、英語で行うことが多くて、話す中でも発表するような話し方というふうなところで英語でも多く扱われますので、そこで実際には行っていたり、また、国語の国語表現の方では、発表の際にどのように言葉を選んで、伝わるような言葉、表現に変えていくかというようなところも科目として扱われています。

西森委員

分かりました。実際、商業の生徒さん達は、恐らく身振り手振りだけではなくて、パソコンでやっているとします。ああいうツールは事実上というのか、使える子が使って、誰かに教えてという感じですか。授業として、パワーポイントの使い方をやってみようとかではなく、もう事実上学んでいるのですか。

学校教育課指導主事

生徒が授業の中でロイロノートというような形で、1枚の付箋の中にいくつか意見を書いて出したりというように実際にやっていきます。その中でどのくらいの文字の大きさとか、文字数とか、

表現があれば人に伝わりやすいかというふうなことは、繰り返しいろんな教科の中で実施していきながら、感覚的に学んでいる部分も多くございます。

西森委員

分かりました。パソコンを使えるかどうかということにすごく関心を持っていて、家庭環境でパソコンがあったら使えるし当たり前になるけれど、大学生でも持っていない人は持っていないので、社会に出て企業から、「君パソコン使えるよね」と言われときに、「いや、使えません」という、なかなかその辺の差を感じていて、ただ商業の子供さん達はもうそこで使う、日々使いこなす訓練までしてもらっているのです、すごいアドバンテージがあるだろうというふうに思っていたところです。これからの時代はもう必須ですよ、恐らくプレゼンやってというときに、原稿書きましたでは恐らく全然通用しなくて、映せるものを作れるかという、そういうのは授業の中で自然に組み込まれてやっているという感じなんですね。ありがとうございます。

松下教育長

プレゼンを作りましょうというような授業はない。だから例えば英語でとか、ビジネスの中でというようなことで、それを使いながら学んでいく、やりながら学んでいく。プレゼンを今から作るために、一からこういうふうにやりましょうという授業はありますか。

学校教育課指導主事

そういうふうに整理をして、自分が把握をしておりますでした。

松下教育長

恐らくそういうのではないのではないかと思います。プレゼンです、一からこうやりましょうみたいなのではなくて、さっき言われたロイロノートの中で、付箋を貼っていくとか、国語でどう言ったらいいのか、伝わるのかというのを、パソコンをやりながら進んでいくのではないかと思います。

森田委員

質問ではないですけども、実用的というか、いかにその生活と学問というのにつながっているということを、どこの教科もすごくアピールされているように思いました。これを読ませていただいた中でも、バランスを重視するとかビジュアル的にもいいとか、あとQRコードが入っているとか、アニメーションが入っているとか動画もあるなど、取っつきやすさというか、いかに開いてみたいなのというのと、あとはもう一方で先ほど御説明された中で、やはり入試に勝たないといけないという、大学の進学のために。先生はどうなんですか。両方あったら一番いいですが、作る側としてはなかなか難しいところもあったりして。やっぱりいかに手に取ってその置き勉強しないじゃないですけど、そっちの方ですかね、なかなか現場の先生たちが一番大事にしているところというのは、どの辺りなのかということを考えました。多分、いかに手に取ってもらうかというのが先でしょうか。その辺り、もし御存知でしたらお願いします。

学校教育課指導主事

学校の方からは選定理由として、今おっしゃってくださったようなことが挙がってきておりますが、学習指導要領自体は、知識を身に付けることだけではなくて、それをどういうふうに活用するかというようなところを強く言われていますので、実際に活用する場面、具体例を示しながら生徒たちの学習の中でそういう実際の商業の活動に近いもの、社会生活に近いものであったりという、かなり具体的な場面設定をした中で学習を行っていくというふうなことが、自分が学生であった頃と比べると、大きく違っていると感じています。

森田委員

分かりました。先ほどもありがとうございます。もし英語言われて、分からなかったら分からないと言おうみたいなのがあったりして。確かにいいことであるとか。分かりました。ありがとうございます。

西森委員

ちょっとレベルの低い話になりますけど、学ぶといったときに学ぶは学びなんですけど、ただやっぱりどうしても学校にいてそのあとの出口みたいな進路のことを気にしてというのがあって、そこはある程度点数競争というものが一応あるという話だと思います。今回、学習指導要領に合わせてという共通テストも変わって、要は試験が従来型であればどれだけあったとして知識偏重になるのは目に見えているので、試験自体ももう変えていくという姿勢がかなり出ていると思っています。レベルの低い質問で恐縮ですが、やっぱり学校現場で指導するときに、一応この成果として目の前で試されるのはそこだということで、そういうのを意識したような授業というのもやっぱりいろいろ研究されているという感じですか。試験のたびに勉強するという発想がいやらしくて嫌ですけど。

学校教育課指導主事

今回、採択、そちらの方に説明をさせていただいている教科書が、1年時に、例えば地理総合を選んだ後の地歴探求であったり、歴史総合をやった後の日本史探求、世界史探求というふうな2年時になりますので、それまでの流れを組んでどう深めていくかということもありますが、学校の中で実際に大学入学共通テストでどのような問題が出ているかという出題の傾向とか、それから入試の方法が変わっていつていることも含めて、実際の問題を取り上げて授業の中で扱うことがどの教科でも多くなっております。

学校の先生方が大学入学共通テストだけを見据えているということではなく、進学をした後の基礎教科の中で、進学校の生徒さんと比べたときに、数学の力とか苦手意識とか、そういうふうなところの部分で、基本的な力を身に付け送り出したいところであったり、また就職した先でいろんなふう活躍できる子供たちを育てたいというふうな意図もございます。

西森委員

ありがとうございます。十分な学校教育活動されているというふうに思いました。

谷委員

この国語表現という内容などは、すごく分かりやすいというか、これをやっていたら我々も身に付くような感じですね。書く力、話す、聞く力とかそういうのを具体的にしているし、表現の仕方であるとか、情報活用も含めて分かりやすい、これを身に付けておけば、社会人としての教養が身に付きとてもいいと思います、この国語表現。

社会科の日本史、世界史も探求といたら、高校で初めてしますよね。目玉になっているものですか。どんなものだろうと思ったら、自分が高校で学んだ時と余り変わらないように思った。解説がいっぱいありますが、こんなものですか、他の教科書会社も同じことですか。

学校教育課長

社会科の変更につきましては、いわゆる必修科目ということで、必ず履修するのが歴史総合、地理総合、公共となっております、そのあと選択ということで、先ほどおっしゃられた日本史探求、世界史探求、あるいは地理探求、公民と論理、政治経済といったものから選択していくということになっています。日本史探求については、概要として我が国の歴史の展開について世界の歴史や歴史を構成する様々な要素に着目して、総合的に広く深く探求していくということですので、教科書に載っている内容を基に、子供たちが考えを深めていくといったことが一番の目的になると思っています。ですので、教科書をそのまま暗記して覚えてそれをテストに書くということではなくて、教科書にあることを基にいろんな考察を深めるといった学習が展開されるものと考えております。

谷委員

その探求とは何ぞやと、探求という学習はこのようにやっていくんだというようなことが、どこか最初にでもあれば。正に教科書という感じがしないでもない気がしますけど。

西森委員

同じ印象でした。

谷委員

どこも同じような、このような教科書なのか、何かそういう要望ができる場面があれば、やっぱりもっともっと教科書改善、こういうふうにしたらどうかというような場面がある場合は、出していったらいいのではないかと思います。

学校教育課長

ありがとうございます。

谷委員

それとこの文学国語の宮沢賢治の「永訣の朝」は、前からありますか。私が高校生の時はありませんでした。先生がプリントに手書きの字で「永訣の朝」と書いて全員に配っていた。今はタブレットで検索したらすぐに見えますけど。凄く感動した覚えがあります。そのことが物凄く頭に残っていて、ですから、今はこの中に入っているから、いつ頃から入ったのかと思ったのですが分かりますか。前に見たときはなかったような気がします。

西森委員

あった気がします。「あめゆじゅとてちてけんじゃ」ですよね。覚えているということは、多分何かの教科書に載っていたと思います。

谷委員

あなたの頃にあったということですね。失礼しました。

西森委員

出版社によっても違うのでしょうか。

谷委員

そうでしょうか。それぞれ良いものを選んできているのでいいと思います。その日本史も世界史も物凄く詳しいです。もう既にコロナのことも出ています。

西森委員

文学構想とかを見ていて、文学者として残っている人は男性が多いというのをすごく感じています。女性も入っていますけど、やっぱり読んだときに、何となく今自分が思って表現する日本語と違うという印象を持ちます。今まで一応子供の頃から教科書とかも見てきて、まだまだなんかこういう文脈で学ばないといけないんだと。でも実際問題、今まで社会で女性として小説家として文学者として立ってることができる人は、恐らく総数では少なかったでしょうから、しょうがないでしょうけど、国語の方で何かそういう問題意識があるのでしょうか。学校だったら従来で男性言語男性言葉で教えているという、そういう認識はあるのかとったりしました。余りそういう話はないですか。

谷委員

男の人の言葉が多いですね。

西森委員

小説にしても文学にしても。もうちょっと女性が分かるような小説を入れたらいいと思います。与謝野晶子さんとか入っていますけど。

谷委員

本当に少ない。実際少なかったんでしょうね。

西森委員

多分そういうことですよ。

谷委員

過去は活躍した文学者自体がちょっと少なかったですね。

西森委員

現代ならばもうちょっと著名の女性の文学者がいるので、余り男性女性と言うべきではないかもしれませんが、やっぱり読んだときに受ける印象が違います。言葉自体がやっぱりそっちにこうシフトされていくという感じがします。

野並委員

個人的なことですけれども、自分は小学校の教科書はかなり、中学高校ぐらまでずっとあって利用できました。というのは、それこそ小学校か中学校の地図を持って、18歳で上京しました。ですから変な言い方ですが、教科書は何というか簡単に壊れない。それから、中学校で自分が音楽に興味を持ってギターを弾きたいと思った時に、小学校の音楽の本を出してきてト音記号とかそんなのがどういう意味かというのを、自分でもう1回勉強し直したということがあります。もちろん今のようないろんな電子機器がない時代ですので、ずっと持っていて後で開くという、思い出したらそれに一旦返るといような意味がありましたが、今、これだけ電子機器があったときに、果たして教科書の意味というのは何か違ってくるのかなというように感じます。中学でもらった古語の教科書をずっと持っていて、最後まで分からなかったんですけど、古典をずっと分からないままずっと持っていたとか、何かそういう意味が、必要があったんですけどね。今これだけパソコンの中での知識が得られたときに、教科書ってどういう意味が出てくるのかなというように気がしなくもないです。非常に細かく情報量が多いわけです。そんな気がしました。

松下教育長

教科書に載っているという重みのようなものは、物凄くあったと思います。だからそれが何か、情報量に負けないようなところというのは、ひょっとしたらあるのでしょうか。一番最初に言いました、小学校中学校の教科書とちょっと違うイメージがあって、小学校、中学校の場合は、学ぶための方法というようなそういう方向性の作りに最近はなっていて、知識ではないというようなところが多分、高校の教科書もそこを目指した作りになっていると思いますけれど。

西森委員

今の点、これも私見ですけど、教科書に載っているものは間違いは書かれていない。ちょっと角度が違ったり切り口が違ったら異なる場合もあるかもしれませんが、間違っていないくて、体系として、あるいはそこに加えた定義というのは、どこに出しても基本的には使えるものという感じがしています。私の仕事については、ネットで「権利」と引いたり、何か引いてみると適当な定義がいっぱい出ていますが、見てみると全部どこかのコピペです。非常に浅い。やっぱりそういう意味では、自分の本棚に何を買って、何とかの法律知識とかハウトゥーもいっぱいありますがそういうのではなくて、やっぱり民法の何か体系的な教科書をきちっと揃えて、何かそこにある定義をきちっと使って、足りないところはネットで見ると教科書さえしっかり抑えとけば、ネットの玉石混交をある程度仕分けできるという、そういうふうな価値があるのかなというのは、自分の仕事に関しては最近そういうことを思っています。そしてそれをやっていない法律家、かつて自分もそうでしたが、行き当たりばったりで定義を使っているのも、とてもふわふわしていて体系が取れていない感じがします。やっぱりそういったところも教科書は、先生が言われている宝物というか、一定期間陳腐化するまではもうきちっと揃えておいて、何かあったら戻るといような重しのあるものというふうに、生徒さんたちにも伝えていただけたらと思いました。学校の話と私たち法律の世界は違うんですけど、私はそんなふうにお聞きしていて感じました。

松下教育長

ありがとうございます。もっと話をお聞きしたいところですけど、構いませんでしょうか。

委員一同

はい。

松下教育長

それではほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。「家庭科以外の教科分野」に係る教科書の採択については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。

続きまして、家庭科分野の教科書採択に関する審議を行います。

(森田委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

続きまして、家庭科の教科書の採択について御説明いたします。資料につきましては23ページ上段ですが、全日制の令和5年度新たに使用を予定しております2冊につきまして、説明をさせていただきます。

1番家庭基礎、第一学習社及び2番家庭総合、第一学習社は、同様の選定理由となっております。

1テーマ見開き2ページで読みやすい構成となっており、二次元コードからは、関連するサイトや動画に簡単にアクセスできる、また学習への関心を高め、幅広い知識、技能の習得に活用できるようとなっております。また「TRY」や「深めよう、生かそう」といった項目については、主体的・対話的な活動を促進させる題材となっており、教科書全体を通してSDGsの視点を繰り込んだ授業ができるようになっております。最後になりますが、23ページの一番下の段にあります、定時制の2年生で新たな教科書の使用を予定しております1番家庭基礎、実教出版は、イラストや写真を多用し、生徒の興味・関心を惹く内容となっております。文章表現が平易で分かりやすく、コラムが豊富に掲載されており、身近な話題から生活の自立へと結びつける内容となっております。以上、御審議をお願いいたします。

松下教育長

はい。この※印は先ほどの内容と同じですか。

学校教育課長

上下とも同じということで、新たに採用される教科書です。

谷委員

基礎と総合の差は、端的に言うとうどういことですか。

学校教育課指導主事

家庭基礎と家庭総合の差ですが、すみません、私の方が十分その授業について把握ができておりませんが、家庭基礎の方は特進コースが履修をしておりますので、7ページのところを見ていただきますと、単位数が載っておりますけれども、家庭基礎が2単位となっており、家庭総合の方は4単位ということで、少しゆとりをもって内容を学べるような時間で、状況が違っております。その中で特進コースでは、家庭総合ではなく家庭基礎の教科書の方を使って学習をしているところが違う点ではございます。

松下教育長

教科書の名前ではなくて、家庭基礎という科目なんですか。

学校教育課指導主事

はい。科目として家庭基礎という科目と家庭総合という科目になっています。

松下教育長

教科書の名前が違う、内容が違うのかと思ったけど、科目が違って、特進コースは家庭基礎という科目をとる、特進コース以外は家庭総合という科目をとる。その科目ごとに教科書が作成されているということですね。

谷委員

特別進学をする方のクラスは家庭の基礎をやる。ほかについては、もっと幅広く家庭のことについて総合的にやると。

学校教育課指導主事

はい。2年間です。

谷委員

家庭総合の方が凄く学べそうな感じがします。単位が違いますし。

松下教育長

結局2単位と4単位、特進以外は4単位です。

谷委員

分かりました。

西森委員

私が今拝見しているのが、第一学習社の家庭総合という教科書の224ページ辺りですが、消費者問題として「契約とは」というような私どもが多少得意な分野が載っていますが、やっぱりこれを綺麗に説明させていただこうとすると、専門職が言ってもいいのかとも思います。そういう感じで何かこの場合は弁護士、他の金融の分野だったら例えばどこかの銀行の方に地域の方、支店長さんとかに話をさせていただくとか、そういうような地域との協力みたいなことは考えられますか。

学校教育課指導主事

教科書の中では見開きのページの一部分の内容になりまして、授業の中で扱うときにそこを取り上げて詳しくやるというふうな場合には、外部の講師に依頼してその部分について講義をさせていただくような形でお招きをしたり、また講演という形でお招きしたりというふうには実施は可能です。

西森委員

分かりました。もしその消費者契約の部分で1コマでも2コマでも、弁護士使って上手くしていただいて、教科書にちゃんと沿った内容、学習指導要領の内容でと依頼をすれば、頑張ればやるのではないかという気はします。ですので、それこそ金融のところは銀行に、さっきの不動産、間取りがどうか住生活とかあるので、誰か不動産仲介業でお知り合いがいたら、そんな方に聞いたりしたら面白いだろうと思いました。

松下教育長

卒業生とかですね。

西森委員

はい。そうですね。商業高校の卒業生でしたら、いろんなお仕事に就かれていますので、OBの方で大体賄えるかもしれませんね。

松下教育長

本当にそういうのもあると思いますね。

野並委員

この「家庭基礎」「家庭総合」などは、20代30代までずっと教科書を持っていてもいいと思います。実際さっきの私の音楽の話ではないですけど、小学校のときに、実はシャープもフラットも分からず中学生になったが、中学生になって音楽をやりたくて、元に戻って見返したという。全部のことを、そこそこのことを知識として身につけていくそんな目的なのか、あるいは振り返って、つまり10代、20代30代で、子育てのことなど家庭のいろんなことが書かれたりして、男性だろう

が女性だろうが持っていて、振り返るものにしていく。そういう作りというのを、それは家庭百科か何かができることなのかもしれないけど、これは十分そういうのになり得るものです。そのときの、17歳とかの知識としてどうこうするものではないような、もう少し長い期間使えるようなものというか。そこは教科書だからそのときだけでいいという考え方なんですか。もっと使えるようなものを、つまり、30代の方が見れるような作りというのもあるのかなとも思いました。10代で身に付けなければならない知識というところにもポイントがあるのか。30代でも役に立つ。これはきっと長く使えるものと思いました。以上です。

西森委員

私の手元にある36, 37ページの見開きに、生後の生まれたての赤ちゃんが載っています。自分が妊娠出産したときにはネットで日々見てしまっていたものですが、そういうのが今の教科書には載っているのですね。高校生ではなく、そのときにまじまじと読むでしょうから、そういう意味では3年間で終わるものではないと感じます。とても価値があるものだということを、やっぱり今一度認識させていただきましたので、生徒さんにも教科書はとてもいいものでできれば長く置いておいてほしいと思います。

松下教育長

この件に関して、ほかに質疑等はありませんでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。家庭科の教科書採択については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第31号は、原案のとおり決しました。それでは、これ以後の議案審議につきまして森田委員にお戻りいただきます。

(森田委員入室)

松下教育長

それでは再開いたします。

日程第3 市教委第32号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第32号「高知市立学校教職員人事異動内申方針」につきまして御説明いたします。

趣旨といたしましては、高知県教育委員会の令和5年4月1日付高知県公立学校教職員人事異動方針を受けまして、その内容を参考に高知市の実態に応じて高知市立学校教職員人事異動内申方針を決定するものでございます。

資料をお配りしておりますが、まず資料1につきましては、本日提案いたします「令和5年4月1日付高知市立学校教職員人事異動内申方針案」でございます。この案につきましては、県の令和5年度人事異動方針の内容や変更というのを参考に、またこれまでの定例教育委員会におきまして検討課題になっておりました点につきましても、再度見直しを行い作成をいたしました。本市の案につきましては、今年度の内申方針から2点の変更点がございます。一重下線で示しておりますが、今回は県の人事異動方針の内容に変更はあるものの、本市では表現を変更しない箇所も1ヶ所ございます。この合計3点につきましての御説明となります。なお、御説明いたします3点につきましては、資料2、資料3を基に御説明をすることになります。

まず資料2でございますが、本市の人事異動、内申方針の新旧対照表となっており、右側が令和4年度、左側が今回御提案する令和5年度の高知市の内申方針となります。

資料3につきましては、県の人事異動方針の新旧対照表となっております。同じく、右側が令和4年度、左側が令和5年度となっております。

県の人事異動方針の変更点を参考に、高知市の実態に応じて変更ということになりますので、資料2及び資料3の両方を御覧いただきながら、説明させていただきたいと思っております。

はじめに資料3、県の人事異動方針は冒頭の文言は変更になっておりませんが、資料2の本市の案では、1基本方針に文言の変更があります。変更した文言は昨年度からの検討課題でもございました、時代に合った内容が方針の中に盛り込まれているかどうかという点におきまして、検討したものでございます。資料2の本市の人事異動方針の新旧対照表を御覧いただきますと、令和4年度の方針では、「地域に根ざした」学校設備となっておりますが、令和5年度の方針案では、「地域と共に歩む」に変更いたしました。高知市の教育大綱、基本理念のもと、令和3年3月策定の第二期高知市教育振興基本計画で、7つの基本目標が定められており、その四つ目に、学校、家庭、地域の協働による教育力を掲げております。社会に開かれた教育活動、学校、家庭、地域が連携協働した教育活動を充実させることは大変重要であり、県といたしましても、令和5年度にはコミュニティスクール100%導入を目指して取組を進めているところでございます。高知市におきましても、これまで各学校において開かれた学校づくり推進委員会や、地域学校協働本部を立ち上げ、地域に根ざした学校づくりを行い、それぞれの地域において、子供たちに密着した身近な取組が行われてきており、地域と連携した学校づくりが一定できているものと考えております。これからは、これまでの開かれた学校づくり推進委員会等の役割や意義を引き継ぎながら、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画していただき、各学校において学校、家庭、地域が連携協働した教育活動を充実させ、本市の子供たちの健やかな成長を育むとともに、地域の教育力の向上、地域の活性化を図ることが今からの課題であり時代に合った内容であると考え、一つ上の段階に踏み出すという意味を込めまして、「地域に根ざした」という言葉から、協働をイメージした「地域と共に歩む」という文言に変更したものでございます。

次に資料2、2具体的要領の(3)の2段落目になりますが、2点目の変更点といたしまして、「子育てに関する職場環境づくり」という文言を、「子育て等に関する職場環境づくり」と変更し、「等」を追記いたしました。1点目の変更と同じでございますが、資料3、県の人事異動方針では、管理職に求める資質・能力について、変更や新たな文言の追記はございません。ですから、これまでの定例教育委員会でも御意見いただく中で、子育てのみの職場環境づくりと読み違いの可能性を指摘いただいたこともありましたので、介護やその他の休暇の取得や、また、いわゆる勤務と生活の調和、ワークライフバランスを配慮した職場環境づくりという意味を含んでの「等」の文言を追記しております。最後に資料3、県の人事異動方針の項目11になりますが、この項目におきまして、新たに「特に、小学校における教科担任制の実施に伴い、小中学校の連携を促進するとともに、中学校教諭を小学校に配置する等、校種間交流を進める。」と文言が追記されております。この表現は昨年度から、高知県型小学校教科担任制を実施しており、小学校における学習指導や生活指導を一層充実させ、小中学校間の円滑な接続と、小中学校9年間を見据えた指導体制を充実したものにすするため、校種間交流について明言したものでございます。本市といたしましては、校種間交流は、市の移動内申方針において、2具体的要領(1)の「学力や体力の向上、生徒指導上の諸課題の解決、ICTを活用した教育の実践等における教育効果を高めることを第一義として人事異動の内申を行う」という文言の中に含まれていると考えているため、表記は維持し追記しないことといたします。

以上で説明を終了いたします。御審議よろしく願いいたします。

松下教育長

この件に関して質疑等は、ありませんか。

西森委員

大きく分けて二つあります。一つ目が、最後に御説明いただいた校種間交流の件でございます。私はよく分かっていませんが、免許は中学校の免許と小学校の免許が別で、それを持っている教員は異動ができるけどそうじゃない先生は異動はできないという枠組みで、まずそこに縛りがあると思っております。

学校教育課長

免許につきましてはおっしゃるとおり、中学校の免許、小学校の免許それぞれございますので、基本的にはそういった免許を持った教員の異動になると思えます。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。同じ質問の中でもう一つですが、私が行っていた頃の学校は、小学校中学校とも全然雰囲気は違っていると思います。小学校はまだお遊戯の延長からふわふわとした感じだったのが、中学校行ったらいきなり強面の先生たちが生徒たちを制圧ではありませんけど。時代が違いますが、やっぱり子供たちは今でも中学校に行ったら怖いという感じを持つことはあるのか、そうでもないのか。やっぱり小学校1年生は幼稚園から来たばかりで、子供たちが「あいうえお」をやっているところと中学校は雰囲気が全然違うと思います。例えば中学校籍の先生がいて、それなりの割合でどんと小学校へ来たときに、この子供たちはまだこういう段階で、言葉遣いも気をつけてとか。小学校の先生がその調子でやっていたら、中学校の男の子たちは聞かないとか。こういった類の問題というのは起きないものでしょうか。どっちかという、やっぱり小学校の子供たちが中学校の先生たちの言葉でびびることの方がむしろ、なんかこう保護者の立場としては心配しますけど。何か怖い、もうちょっと優しい言葉で言ってほしいとか。そんなこと個人の資質の問題かもしれないけど。

山中教育次長

時代も進んで、中学校の先生方が特に言葉遣いだとか態度とか、そういうことはございません。学校現場では例えば今でしたらもう現に、中学校の英語の教員が小学校の外国語、又は英語の授業を持っておるといふ現実もあって、それぞれいきなり小学校低学年に中学校の教員が入ってくるわけではなく、高学年の得意な教科を持つということもありますし、また小学校の教員であっても、中学校の教員免許を持っている者が中学校へ異動して、引き続き子供たちを継続的に見ていくというメリットもございますので、校種間交流については、より幅広くいい意味でいい効果が見られると考えております。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。それが中学校と連携の問題で、もう一つの枠組みとして、これも未だによく分からないのですが、部活の地域移行という問題が、本格的に県の方でも議論を始めておられるように聞いております。今年の人事異動内申方針とかで、それに対する言及はまだない段階でいいというふうに思っておりますし、それがあからと言って、じゃあ何をやるんだという、正にその学校教員とその地域の部活の移行の役割分担がまだ明確でない中で、人事の方に反映されるというのはまだ全く分からないところですが、今の段階ではまだそういったことはちょっと分からないというか、反映させるほどに状況が明確にはなっていないという認識でよろしいんですか。

学校教育課長

高知県では現在、地域移行に向けた検討委員会が開催されておまして、そちらで高知県の方針が示される中で、高知市としましては来年度その方針を受けまして、高知市の考え方も定めていこうと思っておりますので、そういった方向性が定まってからの対応になると考えております。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。

谷委員

市の基本方針の「地域と共に歩む特色ある学校づくり」というのが非常にいいと思います。こういう意識を、今後は全教職員が持たないといけない。そこはとても重要なので、はっきり明記するということが大事だと思います。

それから、県のことについては色々言うてはいけなんでしょうけど、今話があった斜線というか網掛けの部分の「中学校教諭を小学校に配置」とありますが、これは「小学校教諭を中学校に配置」はないということでしょうか。これは中学校英語を意識してのことですか。

山中教育次長

決してその特定の教科ということではございません。それぞれ、例えば中学校で専門教科の免許を持たれていても小学校の免許を持っていたら、オールラウンドでということもございますので、それぞれ適材適所、また経験年数に応じて、それは学校の方が検討していくものだと考えております。

谷委員

例えばという言葉は入っていないけど、要は、中学校教諭を小学校にっていうのは強調されてるような感じがします。小学校の免許というのは小学校の全教科をとってる教員で、中学校をとっている人は少ないかもしれないですね。それでこう書いているのでしょうか。

山中教育次長

特に県の人事方針では、中学校教諭をとということがメインになっておりますが、今までも、これまでも本市においても、中学校教員が小学校、又は小学校教員が中学校へということもございましたが、今回、県の方針としては、こういう動きをより明確にしていきますということが示されております。本市のこの内申方針に戻りますが、このことにつきましては含んでおるということで、あえては今回表記をしております。県の教育委員会の方向性も踏まえて、本市としても取組を進めて参りたいと考えております。

森田委員

一つ伺います。高知県の方を拝見していると、「子育て等」というところですが、特に介護問題とか、要するに、子育てとかいうのが、具体的に県の方が出ています。ですので、介護はどうなったとかそういうことは、余り県はおっしゃっていないということですか。それを踏まえて高知市もということで、何を申し上げたいかという、突然、具体的な子育てというのが、高知市も出てきている、介護とかそういうのは余り出てきていないというのは、やはり県のこれに沿ったもので今まで出てきているのかどうかというのが一つあります。それはどういうことなのかというのと、もう一つはそこと重なるところで、拝見したときに「子育て等に関する職場環境づくり」という、「等に関する」とはどういうことなのか。お聞きしていたときに、さっきワークライフバランスというお話をいただいたので、何か今の感覚からすると、(3)のところからは働き方改革だな、次はコンプライアンスのことだなと、そのあとワークライフバランスに積極的にというのか、いやそこまでは言い過ぎだというのであれば、例えば「子育て等」を「生活との調和が取れた職場環境」というと分かるような気がしました。もちろんこれは私がこうしてくださいというのではないんですけど、ちょっと外から聞いたときには、「子育て等に関する職場」とは何だろうと思うのではないかと思います。それであれば、「生活の調和」という言葉を入れたら分かるかと。あと私は子育てをしていないから使い倒されていいのかなど、そういうことでは決してなくて、やっぱり生活との調和というのが大事なんだ、それが健康に留意する、健康増進にも大事なことなので、ちょっと思ったことを発言させていただきました。

谷委員

前もそうですね。「子育てに関する職場環境」。

森田委員

高知県は子育てだけを出しているんですか。介護とかでは出していません。

学校教育課長

県の方針では4の(6)に、子育てに関する休暇制度ということでございまして、こちらを参考に反映したものというふうになっておりますが、子育てだけに限定した書き方になると、子育てのみといった捉え方になるということで、「等」ということで、先ほどおっしゃった介護とか生活の調和も含めた内容になっております。ただ、ワークライフバランスといった言葉は県には載っておりませんので、そういった言葉は使わずに、ここに準じた形で、できる限りを採用した形をとったということで、御理解いただけたらと思います。

森田委員

はい。

西森委員

同じようなことに関連してよろしいですか。私もその御指摘を受けてなるほどと思って読みました。県教委の今言われた4項(6)に関して、頭にあるのがこの「子育てに関する休暇制度等の周知をはじめ、」というのは明らかに育休の取得を推進したいという感じがして、県で最近なんかありましたね、結構な取得率という。どうも県の方針としてこれを押し出したくて、あとの部分が何か付け加えというか、これもしっかりやってくださいということなのかと思いました。その分非常に大事な御指摘で個人的には大賛成ですが、それはここに「子育て等に関する職場環境づくり」というところで持ってくると、県が言っているのは、多分ワークライフバランスとか壮大なことよりは、育休の件数を増やしたいというのがあるので、そこだけだったのがちょっと噛み合わなくて、言葉として浮いてしまったのかなと今回言われて気付きました。ちなみにですが、教員は県費職員で、今高知市所属の教員になっているという場合は、育休を取ったらどこのカウントになりますか。市職員が取ったことになりますか。

松下教育長

県費負担教職員なので県になります。

西森委員

県職員にカウントされているんですね。県の育休取得推進、特に男性という話になったとき、それは県職員のマターの中でやっているの、多分よく掲示したりということだと思いますが、教員に対してはどういう体系でその指示が降りてきているのか、あるいは降りてきていないとか、そこら辺、何か御存知のことはありますか。

学校教育課人事班長

育休取得の制度については、できていっております。取得推進についてというところの部分もありますけれども、なかなかその男性の方で進んでいっていないのが実情になります。近年、自分もこの5年くらいしか分かりませんが、この5年間の中でも少しずつ育休が増えてきつつあるというところが、統計的なものを取っているわけではないですが、感覚的には増えてきていると思いますが、まだまだ十分ではないというところがございます。

西森委員

分かりました。県の全体の方針としても、意図的にまだやっぱり現場が難しいから、そういう激しい檄になっていないのか、あるいは二の次になっているのか。まず自分のところのプロパーの職員たちからという感じで、その県費採用職員の皆さん、教員の皆さんについてはそこまで降りて来ていないのかなというふうに思ったことです。それともう一つ、学校現場はもうちょっと取ったらいいと思います。というのは、既にノウハウがあると思います。私の経験からすると、小学校

は女性の先生が多くて、中学になると男の先生が増えると思っていますけど、育休を教員が取って、いないという状態は今更びっくりしないといえますか、割と慣れていると思います。例えば公務員の世界で警察なんていうところでも、およそやっぱり慣れていない。だから、人がいなくなる、どうしようみたいな感じの未だにおたおたしていると思っています。これはちょっと変な例ですが、とある薬局を営んでいる方のお話を聞いていたら、医療介護福祉薬業の分野はいなくて当たり前だから、ずっと頑張っで手当してきたと。運動会が雨で変更になって、「すみません休みを変えてください」なんてことを言われ、経営者はやってきたから、今更バタバタしないと言っていました。だから学校現場というのはそういう意味でも本来、育休で人がいなくなるというのには慣れてるはずなんです。それは男性女性が変わるだけなので、人の手当もできるんじゃないかと思っているので、やってみられたらいいのと思います。すみません、個人的にはです。そのノウハウがない警察とか消防とかどうか私は知りません。ああいうところは、本当にどうしていいのかわからないんだと思います。

谷委員

この2具体的要領の中の(3)は、要は管理職、校長・副校長・教頭・事務長、この人たちが、このようなことに留意する人を内申しますということなので、その中には働き方改革であるとか健康増進があって、子育て等に関する職場環境づくりがありということで。そんなに違和感はないような気がします。そういうふうはこの(3)をずっと文章を読んでいったら、要はそういうことができる管理職を内申しますということが書かれているので、またこれから子育てもしながら、介護される方が増えていくので大事ですけど、そこに「等」が入っているので、いいのかなという感じもします。よく読みましたら。

野並委員

新旧関係ないことで、(4)の「同一学校での勤務が、長期間に及ぶことのないよう考慮し、」というのは、自分なんかは公務員の方といろいろ医療関係でお付き合いをする上で、2年ぐらいで変わっていかれることに驚きがあるんですが、全然違うところに行かれたり、それはいろんな経験を積まれるということもあるのでしょうか、ここはもう少し長くいるというのはどうですか。一定のインターバルの中で動かれている、そういう年数っていうのは決まり、約束事があるのでしょうか。

学校教育課人事班長

県の方を見ますと、おおむね5年以上というところを明記されていますので、5年という数字が異動の対象になるという考えになっています。

野並委員

分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

この件に関しまして、ほかに質疑等ありませんか。ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第32号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第32号は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時35分

署 名

教育長

4 番委員
